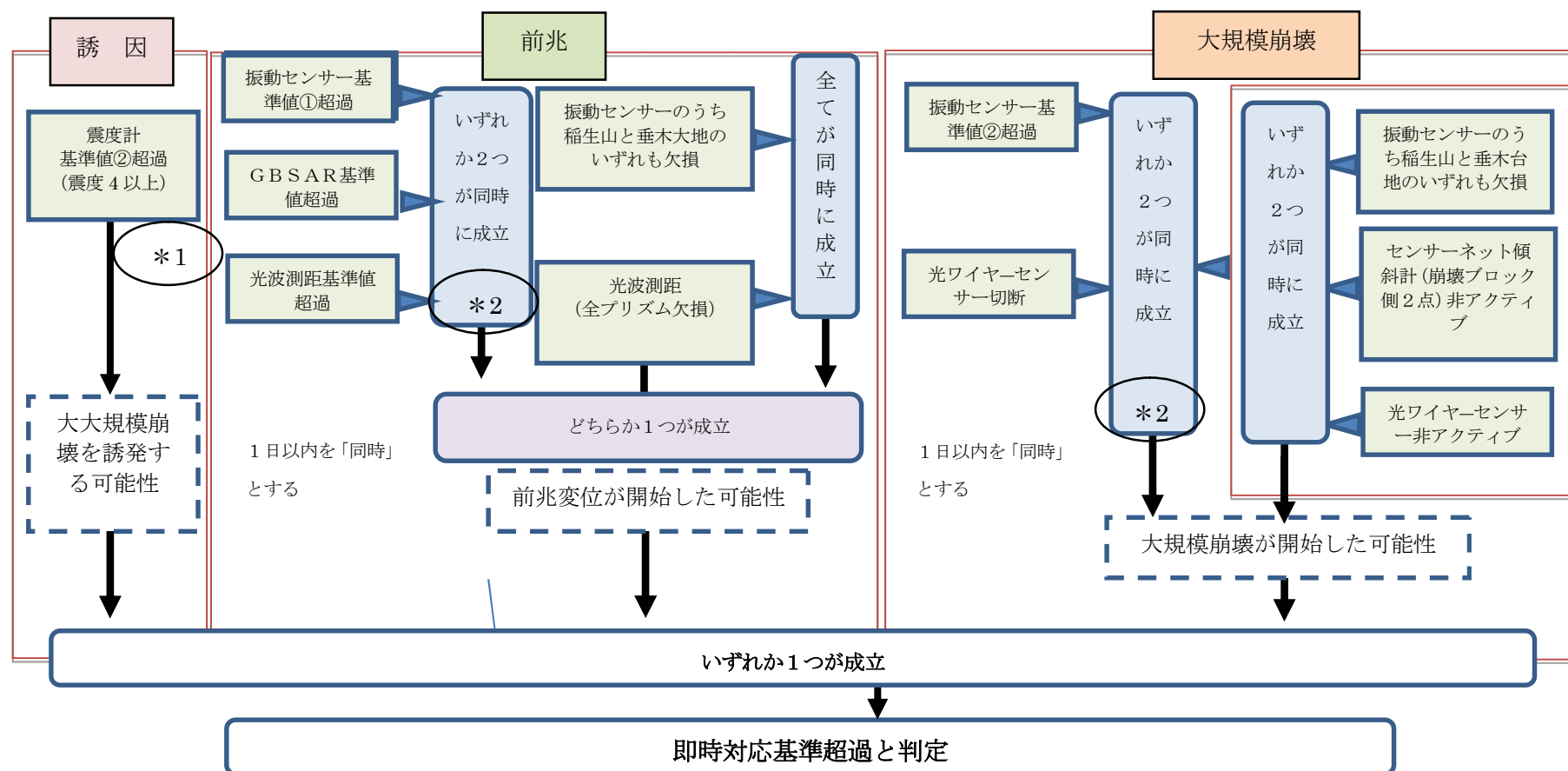


雲仙普賢岳溶岩ドーム崩壊災害に伴う監視基準

観測機器 器材 取得 間隔 監視基準	観 測 機 器						
	震度計	振動センサー	光波測距	G B S R	傾斜計	ワイヤーセン サー	雨量計
	リアルタイム	リアルタイム	即時は1回/h 短期・長期は 1回/日	即時は1回/7分 短期・長期は 1回/2日	1回/日	リアルタイム	1回/h
監視基準			プリズムは、 <u>P1 及び P3~P9 の8つとする。(P2を除く。)</u>	Dome1,A4-3,M1, M2-4、M2-1to3 の 5 つとする。			
即時対応基準値	垂木台地、岩床山のいずれかで下記を超過した場合 ※震度3（砂防工事従事者退避） 震度4【市への危険情報を提供】	稲尾山、垂木台地、岩床山、薊谷のうち2箇所以上で下記を経過した場合 ①振動エネルギー指標値5以上 ②40mm/kine以上の振動が30秒以上継続	毎時観測データを用いて「両方の監視局からの斜距離変化が一20mm/hを超過が2つ以上のプリズムについて成立した場合	いずれか1つのブロックにおいて、1時間平均した速度が2回以上連続して一4mm/hを超過した場合	— (緊急時には計測時間間隔を短くして監視に活用する。)	切断した場合	<u>連続雨量</u> <u>が</u> <u>200mm</u> <u>を超過し</u> <u>たら各観</u> <u>測機器の</u> <u>基準超過</u> <u>状況をチ</u> <u>ェ</u> <u>ック</u>
短期対応基準	—	—	日平均データを用いて、100日間の回帰直線からの垂離が一4cmを超過又は、2回(2日)連続して一2cmを超過した場合	いずれか1つのブロックにおいて、2日間の変位が一4.5mm/2日を超過した場合	No2~No5のいずれか1つで、XYZいずれかの1日間の傾斜変化が一1.0°/日を超過した場合	—	
長期対応基準	—	—	日平均データを用いて、100日間の回帰直線の傾きが下記の値を超過した場合 ● P9：-0.45mm/日 ● それ以外：-0.3mm/日	いずれか1つのブロックにおいて、1年間の変位速度が一5cm/年を超過した場合	No2~No5のいずれか1つで、XYZいずれかの1年間の傾斜変化が一3.5°/年を超過した場合	—	

2 組み合わせ基準

即時対応基準については、総合的な超過判定フローにより判定することとし、判定フローは以下のとおりとする。



*1 震度 3 以上の場合には、砂防工事従事者を退避させる。

*2 いずれか1つが成立した場合には、砂防工事従事者を退避させる。